

別紙

## 千葉市消防局ウェアラブルカメラ運用要綱

### 1 目的

各種災害現場において、市民の生命、身体及び財産を守るため、その被害状況及び災害活動状況を適宜適切に動画及び静止画情報を記録し、災害現場活動における事後検証や職員の教育資料等の作成に寄与し、もって職員の現場活動能力の向上並びに安全管理体制の強化を図ることを目的とする。

### 2 用語の定義

- (1) 「ウェアラブルカメラ」とは、画像データ記録及び音声データ記録の機能を有しており警防課から配置したものという。
- (2) 「本体記録媒体」とは、本体に付属するSDカードをいう。
- (3) 「外部記録媒体」とは、CD-Rをいう。
- (4) 「記録データ」とは、本体及び外部記録媒体に記録されたすべてのデータをいう。

### 3 配置及び運用

#### (1) 配置

各消防署にウェアラブルカメラを配置する。

#### (2) 運用等

原則、署所の水槽車隊及び救助隊で運用するものとし各隊長若しくは運用責任者が定める隊員が撮影する。

### 4 ウェアラブルカメラの運用方法

#### (1) 適用災害

- ア 火災出動（第一出動以上）
- イ 救助出動
- ウ その他（各級指揮者が必要と判断したもの）

#### (2) ウェアラブルカメラ運用要領

別添「ウェアラブルカメラ運用フローチャート」のとおり。

### 5 管理体制

記録情報を適切に管理するとともに、個人情報保護を図るために、管理責任者及び運用責任者を置くこととする。

#### (1) 管理責任者

警防部警防課長

#### (2) 運用責任者

消防第一課長及び消防第二課長

### 6 管理責任者等の責務

#### (1) 管理責任者

記録データを適正に管理するとともに、運用に関し、運用責任者を指揮監督することとする。

(2) 運用責任者

管理責任者の指揮監督を受け、情報収集用カメラを適正に運用するため運用している各隊長等を指揮監督することとする。

7 秘密の保持

管理責任者、運用責任者及び運用に関わる全ての者は、記録データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

8 記録情報の取扱い

(1) 本体記録媒体の取扱い

ア 運用責任者は、ウェアラブルカメラに付属する本体記録媒体に記録したデータを、速やかにウェアラブルカメラから離脱、施錠可能な場所に保管し、別の記録媒体をウェアラブルカメラに装着すること。

イ 施錠可能な場所に保管した本体記録媒体は、運用責任者が指定する職員が管理責任者へ直接持参すること。

ウ 管理責任者は、受領した本体記録媒体から外部記録媒体へデータを移し、本体記録媒体からデータを消去すること。

エ データを消去した本体記録媒体は、消防署へ返却すること。

(2) 記録データの管理

ア 外部記録媒体に移動した記録データは、セキュリティ（パスワード）をかけ、施錠可能な場所に厳重に管理するものとする。

イ 外部への持ち出しは、管理責任者の許可を得るものとする。

ウ 貸出し時は、管理簿を作成し記録に残すものとする。

エ 貸し出されたデータの複写・改ざんは禁止とする。

(3) 保存期間

外部記録媒体に保存した翌年度の4月1日を基準日とし5年とする。

ただし、職員の教育上、有効な資料については、下記(5)に基づき、管理責任者の指示により保存期間を延長できるものとする。

(4) 記録データの消去

管理責任者は、保存期間が終了した記録データは、外部記録媒体を裁断するものとする。

(5) 個人情報適用外

個人情報に当たらない若しくは個人情報はあるが、編集で漏洩を防ぐことができる場合は、上記内容の取扱いについてこの限りではないものとする。